別 冊

ＵＲ賃貸住宅居住者向けサービスに係る広告掲載事業者の募集

入　札　説　明　書

１　入札実施要領

２　「住まいのしおり」への広告掲載に係る取扱規約

３　入札心得書

４　委任状（様式）

５　入札書及び封筒（様式）

６　入札辞退届（様式）

７　重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項

独立行政法人都市再生機構

独立行政法人都市再生機構の「ＵＲ賃貸住宅居住者向けサービスに係る広告掲載事業者の募集に関する掲示」（以下「掲示」という。）に基づく入札手続については、掲示及び関係法令に定めのあるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 入札実施要領

１　掲示日

令和元年 11 月 29 日

２　発注者

独立行政法人都市再生機構
総務部長　　佐藤 剛

３　募集件名

ＵＲ賃貸住宅居住者向けサービスに係る広告掲載事業者の募集

４　募集目的

ＵＲ賃貸住宅居住者の利便性向上に資するサービスの提供に関する広告を掲載し、居住者に周知することを目的とする。

５　募集する広告の仕様書

(1)　広告を掲載する印刷物

名　称		「住まいのしおり」ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ掲載版は以下URL参照 https://www.ur-net.go.jp/chintai_portal/sumainoshiori/index.html
内　容		ＵＲ賃貸住宅の新規入居者を中心とした賃借人向け冊子（契約上の諸事項、住宅使用上の標準的なルール、標準的な設備の一般的な機能、使用法の注意事項の解説等）
規　格	判　型	Ａ４版
	ページ数	１０８ページ（表紙・裏表紙込み）
発 行 部 数		１４０，０００部
発 行 頻 度		年２回
発 行 予 定		令和２年３月末頃（８０，０００部） 令和２年９月末頃（６０，０００部）
配 布 期 間		令和２年３月末頃～令和３年３月末頃（予定）
配 布 方 法		ＵＲ賃貸住宅の契約窓口で手渡し。

(2)　広告の掲載場所等

掲 載 場 所	スペース（縦×横）	枠数	色数
104 ページ(表３対向)	297㎜ × 210㎜ （Ａ４判）	１枠	フルカラー

(3)　原稿の制作等

初稿入稿締切	令和２年 １ 月 14 日（月）
最終入稿締切	令和２年 １ 月 21 日（火）

※ 広告掲載料には制作費（版下・デザイン）は含まない。完全データで入稿すること。

※ データ形式はイラストレーターとし、文字はアウトライン化すること。

※ 初稿入稿締切までに初稿を提出し、内容ついて機構の審査を受けること。

※ 最終入稿までに機構の審査が完了した原稿を提出すること。

※ 出力見本を添えて入稿すること。

※ 原稿の提出が入稿締切に遅れたことにより広告が掲載できなかった場合でも広告掲載料が発生するので留意すること。

※ この入札説明書に記載のない事項については、機構職員に確認すること。

６　参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2) 入札書提出時において次のいずれかに該当する者であること。

(ｲ) (3)のＵＲ賃貸住宅居住者の利便性向上に資するサービスを提供(取次を含む。)する会社で、首都圏（東京都、千葉県、神奈川県又は埼玉県のいずれか）、関西圏（大阪府、京都府、兵庫県又は奈良県のいずれか）、愛知県及び福岡県の全てに本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有する者

(ﾛ) (ｲ)を広告主とする広告について、(ｲ)から広告掲載に係る業務を請け負っている広告代理店又は広告会社

(3) 広告掲載事業者を募集するＵＲ賃貸住宅居住者の利便性向上に資するサービス

(ｲ) 金融機関（ＵＲ賃貸住宅の「口座振替」を取り扱う銀行・信用金庫に限る。）

(ﾛ) ハウスクリーニング（エアコン洗浄、キッチンや浴室の掃除など）

(ﾊ) 引越し

(ﾆ) 代行・介助（家事代行、介助サポート、見守り・緊急通報など）

(ﾎ) 暮らしサポート（粗大ごみ搬出、家具移動、電球交換、遺品整理、鍵開錠など）

(ﾍ) 宅配（宅配買取サービス、宅配クリーニングなど）

(ﾄ) 電話相談（健康・医療相談、法律相談、税務相談、パソコン操作相談など）

(ﾁ) 防災・防犯（家具転倒防止、防災グッズ販売、セキュリティサービスなど）

(ﾘ) セレモニー（葬儀相談、墓石販売、神仏具販売など）

(ヌ) リフォーム・小修理代行（水漏れ、建付不良、畳表の取替え、網戸販売など）
(ル) 古物商（リサイクルショップ、リユースショップ、古書店など）
(ヲ) ＵＲ賃貸住宅の賃借人向け損害保険

令和元年11月28日付掲示「ＵＲ賃貸住宅の賃借人向け損害保険に係る広告掲出事業者の募集」の落札者で、ＵＲ賃貸住宅の賃借人向け冊子「住まいのしおり」に損害保険（保険業法に定める損害保険（火災や漏水事故等により賃借人の家財等の動産が損害を受けた場合の損害を補償する保険、賃借人が第三者又は貸主（機構）に対する損害賠償責任を負った場合に賠償金等を補償する保険、その他これらに類する保険））に係る広告を掲出する者は、本募集について、ＵＲ賃貸住宅の賃借人向け損害保険に関する広告を掲出することができません。

(ワ) (イ) ～ (ヲ) の他、ＵＲ賃貸住宅居住者の利便性向上に資するサービスであることを機構が認めるサービス

(4) 法人が入札に参加する場合は、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者で、かつ、会社法（平成17年法律第86号）による特別清算を行っていない者であること。（会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者については、参加を認める場合があるので、事前に相談すること。）

(5) 個人が入札する場合は、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと又は破産者であった者は、既に復権を得ていること。

(6) 不法な行為を行い、又は行うおそれのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者として機構が適当でないと認める者でないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→ＵＲ都市機構について→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

(8) 掲示及び入札説明書の内容を遵守することを誓約し、入札書等の重要な事項に虚偽記載又は漏れがないこと。

7　問合せ先

(1)　入札書の提出場所及び入札手続等に関する問合せ先

〒231-8315
神奈川県横浜市中区本町６-50-１横浜アイランドタワー（５階受付）
独立行政法人都市再生機構総務部会計課
電話　045-650-0189

(2)　入札説明書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構住宅経営部企画課（担当：古田）

電話　045-650-0563

８　資格確認資料の提出場所等

(1) 参加資格を有することを証明するために次の①及び②の資料を提出すること。

① 商業登記簿謄本（３か月以内に発行されたものとすること。）又はその写し

② 会社案内（本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所が明記されていること。）。

(2)　資格確認資料の提出場所

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町６-50-１横浜アイランドタワー（５階受付）

独立行政法人都市再生機構総務部会計課

電話　045-650-0189

(3)　資格確認資料の提出期限及び提出方法

① 提出期限　令和元年 12 月 17 日（火）15 時 00 分

② 提出方法　持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。

９　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所及び入札手続等に関する問合せ先

８(2)に同じ。

(1)　入札書の提出期限及び提出方法

① 提出期限　令和元年 12 月 17 日（火）15 時 00 分

② 提出方法　持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。この場合、封緘した入札書を別封筒に入れ、７(1)の機構会計課宛送付すること。

(2)　入札の日時

入札書の提出期限後遅滞なく実施。ただし、入札参加者の立会は求めない。

10　入札の方法等

(1)　入札金額は、総価を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、広告掲載希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約希望金額の110分の100に相当する金額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。

(2)　入札書には商号又は名称、住所、募集件名及び(1)の総価格を記載するととも

に、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印すること。

(3)　入札書が次のいずれかに該当する場合は、当該入札書の提出者の入札を無効とする。

①　未提出であると認められる場合

イ　入札書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ　入札書とは無関係な書類である場合

ハ　他の業務の入札書である場合

ニ　白紙である場合

ホ　入札書に押印が欠けている場合

ヘ　入札書が特定できない場合

②　記載すべき事項が欠けている場合

イ　入札書の記載が全くない場合

ロ　入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

③　記載すべき事項に誤りがある場合

イ　募集件名に誤りがある場合

ロ　提出業者名に誤りがある場合

④　その他未提出又は不備がある場合

11　入札の無効

６に掲げる競争参加資格のない者のした入札又は入札書に虚偽の記載をした者のした入札及び別添入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者の決定を取り消す。

なお、契約担当役から６に掲げる競争参加資格があることの確認を受けた者であっても、開札の時において当該資格のないものは、当該資格がないものとして取り扱う。

以　上

２　「住まいのしおり」への広告掲載に係る取扱規約

「住まいのしおり」への広告掲載に係る取扱規約

ＵＲ賃貸住宅の賃借人向け冊子「住まいのしおり」にＵＲ賃貸住宅居住者の利便性向上に資するサービスの提供に関する広告を掲載する者は本取扱規約を遵守することを誓約するものとする。

（適用範囲）

第１条　広告掲載に係る取扱いは、本規約に定めるところによるほか、掲示、入札説明書及び関係法令によるものとする。

２　ＵＲ賃貸住宅の賃借人向け冊子「住まいのしおり」にＵＲ賃貸住宅居住者の利便性向上に資するサービスの提供に関する広告を掲載する者（以下「掲載者」という。）は、本規約に同意し、これを遵守するものとする。

（規約の変更）

第２条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、掲載者に通知し、本規約を変更することができる。この場合の広告掲載に係る取扱いは、変更後の規約によるものとする。

（広告に関する基本的な考え方）

第３条　広告の内容及び表現は、ＵＲ賃貸住宅の賃借人向け冊子「住まいのしおり」に掲載される広告としてふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

２　広告の掲載期間中において、当該広告の内容等が虚偽であることが判明した場合若しくは第６条第２項に該当することが判明した場合又は広告主が第８条第１項第２号から第５号までのいずれかに該当することとなった場合若しくは該当していることが判明した場合には、機構は、当該広告の掲載を取りやめ、又は当該広告に係る広告媒体の使用を中止することができるものとする。

３　前項の取扱いに関して、機構は損害賠償の責を負わない。また、既に納付された広告掲載料は返還しないものとする。

（広告掲載料）

第４条　広告掲載料は、掲載者が提出した入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）とする。

２　掲載者は、機構の請求から３０日以内に機構の指定する方法により、機構に広告掲載料を支払うものとする。

３　前二項に基づき支払われた掲載料は、入札実施要領５(1)の「住まいのしおり」の発行期間の途中で広告掲載が中止された場合においても返還しないものとする。

（遅延利息）

第５条　掲載者は、掲載者の責めに帰すべき理由により、広告掲載料の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（365日当たり）14.56パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として機構に支払わなければならない。

（広告の範囲）

第６条　掲載者は、機構がＵＲ賃貸住宅居住者の利便性向上に資するサービスに関する広告であることを認める広告を「住まいのしおり」に掲載するものとする。

２　掲載者が掲載しようとする広告が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある場合は、機構は掲載を認めないものとする。

一　関係法令、条例等に違反するもの

二　公序良俗に反するもの

三　人権侵害となるもの

四　政治性のあるもの

五　宗教性のあるもの

六　社会問題に関する主義主張を含むもの

七　個人又は法人の名刺広告

八　公衆に不快の念又は危害を与えるもの

九　消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

十　青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

十一　暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者の広告

十二　ＵＲ賃貸住宅と同様又は類似の事業（分譲住宅を含む。）に関するもの

十三　動物（小鳥及び）に関するもの

十四　前各号に掲げるもののほか、機構が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすものや、ＵＲ賃貸住宅管理上個別の事情に応じ適切でないと機構が判断するもの

３　前２項に定めるもののほか、別表に定める掲載基準に従うものとする。

（法令等への適合）

第７条　広告掲載に当たり、関連法令、条例等に抵触するおそれのある点については、掲載者の責任において所管行政庁等に確認するものとする。

２　前項のほか、各業種やサービスについて、必要な免許、許可、登録等の有無、業界団体等への加盟状況、広告表示関連法令等の違反の有無等について不明な点は、掲載者の責任において確認するものとする。

（機構に対する通知）

第８条　掲載者は、次の各号に該当する事由が生じたときは、直ちに、その旨を機構に書面で通知しなければならない。

一　名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

二　解散し、若しくは合併したとき又は営業を停止し、廃止し、若しくは譲渡したとき。

三　滞納処分、強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は競売の申立てを受けたとき。

四　掲載者に対して、破産の申立て（自己申立てを含む。）、再生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）、又は更生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。

五　会社の整理開始若しくは特別清算開始の申立て（自己申立てを含む。）又は通告によるこれらの開始の命令があったとき。

（損害賠償等）

第９条　掲載者は、掲載された広告の内容又はその広告の内容を通じて販売した商品若しくは提供したサービスに関し、機構又は第三者に与えた損害の一切を賠償するものとする。

２　掲載された広告の内容に関し、第三者から苦情を受け、又は第三者との間で紛争が生じたときは、掲載者の責任と負担において解決するものとする。

３　前２項の掲載者の賠償責任等は、掲載終了後であっても免れないものとする。

（免責）

第 10 条　機構は、天災等不可抗力による災害その他機構の責に帰すことができない事由により、掲載者の広告が掲載できない場合でも、その責を追わないものとする。

（禁止行為）

第 11 条　掲載者は掲載者としての地位、権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

（第三者への委託）

第 12 条　掲載者は、あらかじめ機構の承諾を得た上で、広告掲載に係る業務の一部を第三者に委託することができるものとする。ただし、広告作成を第三者に請け負わせる場合は、承諾を要しない。

（秘密情報等）

第 13 条　掲載者は、広告の掲載又は表示に関して機構から開示され、又は知り得た公知されていない情報を、機構のあらかじめの書面による同意なくして、第三者に開示又は提出してはならないものとする。

２　前項の規定は、広告掲載が終了した後も効力を有するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 14 条　掲載者は、掲載者又は掲載者の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

二　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

三　暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

四　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。

五　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

２　掲載者は、自ら又は第三者を利用して、機構に対して、暴力的な又は法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて機構の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。

（管轄裁判所）

第 15 条　本規約に関して機構と掲載者との間に権利義務に関する争いがあるときは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（定めのない事項）

第16条　本規約に定めのない事項については、当事者協議の上、決定するものとする。

別表（第６条関係）

業種又は商品ごとの掲載基準

	業種又は商品	掲載基準
1	共通事項	ア 国又は地方公共団体から許認可又は登録等を受けている場合は、当該許可番号等を表示すること。
		イ 許認可又は登録等を受けている場合は、広告掲載内容が適法、適正であることについて、当該担当部署の確認を得ていること。
2	人材募集	ア 労働基準法（昭和22 年法律第49 号）等関係法規を遵守していること。
		イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものでないこと。
		ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものでないこと。
3	語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現が含まれていないこと。 （上記の例）「１か月で確実にマスターできる。」
4	学習塾・予備校等（ 専門学校を含む。）	ア 合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたもので、実績年が併せて表示されていること。
		イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設などが不明確なものでないこと。
5	外国大学の日本校	次の主旨が明確に表示されていること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
6	資格講座	ア 民間の講習業者が国家資格でない資格に係る講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は当該資格を有する者を置かなければならないというような誤解を招く表現がないこと。また、次の主旨が明確に表示されていること。 「この資格は国家資格ではありません。」
		イ 国家資格に係る講座には、その講座だけで国家資格が取得できるというような紛らわしい表現が含まれておらず、かつ、次の主旨が明確に表示されていること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」
		ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものでないこと。
		エ 受講費用が全て公的給付でまかなえるかのように誤認される表示がないこと。
7	病院、診療所、助産所	ア 医療法（昭和23 年法律第205 号）第６条の５及び第６条の７、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定を遵守していること。
		イ 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159 号）を遵守していること
8	施術所（ あん摩マッサージ指圧・はり・	ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22 年法律第217 号）第７条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19 号）第24 条の規定により広告できる事項に限られている

	きゅう・柔道整復）	こと。
		イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項が含まれていないこと。
		ウ 法定の施術所以外の医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告でないこと。
9	薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器（コンタクトレンズ等）	ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35 年法律第145 号）第66 条、67 条及び第68条、厚生労働省の医薬品等適正広告基準並びに各法令所管省庁の通知等の関連規定を遵守していること。
		イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号等が記載されていること。
10	健康器具	健康器具は、医療機器と誤認されるような効能・効果について表示されていないこと。
11	健康食品、保健機能食品、特別用途食品	ア 健康増進法（平成14 年法律第103 号）第32 条の２、薬事法第68 条、食品衛生法（昭和22 年法律第233 号）第20 条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定を遵守していること。
		イ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示されていないこと。
		ウ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。
12	介護保険法（平成９年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	ア ＵＲ賃貸住宅と同様又は類似の事業に関する広告が含まれていないこと
		イ サービス全般 （介護老人保健施設を除く。） (ｱ) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現が使用されていないこと。 (ｲ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限られていること。 (ｳ) その他、サービス業を利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示が含まれていないこと。
		ウ 有料老人ホーム (ｱ) 都道府県が定める有料老人ホーム設置運営指導指針に規定する事項を遵守していること。 (ｲ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 (ｳ) 有料老人ホーム等に関する不当な表示（公正取引委員会告示）に抵触していないこと。
		エ 有料老人ホーム等の紹介業 (ｱ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものであること。 (ｲ) 利用に当たって、有利であると誤解を招くような表示が含まれていないこと。

		オ 介護老人保健施設 介護保険法第98 条の規定により広告できる事項に限られていること。
13	児童福祉法（ 昭和22 年12 月12 日法律第164 号）に規定する保育所及び認可外保育所等保育施設	ア 児童福祉法第35 条第４項に基づく認可を受けた保育所で提供するサービス全般 (ｱ) 児童福祉施設最低基準（昭和23 年厚生省令第63 号）第35 条の規定に基づき定められた「保育所保育指針」の内容から逸脱する、誤解を招く表現が使用されていないこと。 (ｲ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限られていること。 (ｳ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示が含まれていないこと。
		イ 横浜保育室等認定保育施設（自治体が独自に支援する一定の基準を満たす認可外保育施設）で提供するサービス全般 (ｱ) 児童福祉法第35 条第４項に基づく認可を受けていない施設であること、及び、地方自治体の定める一定の基準を満たし、補助を受けていることを表示していること。 (ｲ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限られていること。 (ｳ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示が含まれていないこと。
		ウ 私設保育施設（認可外保育施設）で提供するサービス全般 (ｱ) 児童福祉法第35 条第４項に基づく認可を受けているとの誤解を招く表現が使用されていないこと。 (ｲ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限られていること。 (ｳ) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示が含まれていないこと。
14	墓地等	許可年月日、許可番号及び経営者名が表示されていること。
15	不動産事業	ア ＵＲ賃貸住宅と同様又は類似の事業（分譲住宅を含む。）に関する広告が含まれていないこと。
		イ 商号又は名称、事務所の所在地、宅地建物取引業による免許番号、所属団体名等が表示され、「不動産の表示に係る公正競争規約」を遵守していること。
		ウ 掲載内容が一般的な事業内容等に限定されていること。
16	弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士等	ア 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。
		イ 掲載内容が、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定されていること。
17	旅行業	ア 登録番号、所在地、補償の内容が明記されていること。ただし、補償については、広告内に全て記載してある必要はなく、詳細が掲載されているホームページ等への誘導等があればよい。
		イ 下記例のような不当表示に当たらないこと。 （例）白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真

		ウ その他広告表示について旅行業法（昭和27 年法律第239 号）第12 の７及び第12 条の８並びに旅行業公正取引協議会の定める公正競争規約を遵守していること。
18	通信販売業	特定商取引に関する法律（昭和51 年法律第57 号）第11 条及び第12 条並びに特定商取引に関する法律施行規則第８条から第11条までの規定を遵守していること。
19	雑誌・週刊誌等	ア 適正な品位を保った広告であること。
		イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。
		ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）が含まれていないこと。
		エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現が含まれていないこと。
		オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。
		カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
		キ 未成年者、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真が、原則として表示されていないこと。
		ク 公の秩序及び善良な風俗に反する表現が含まれていないこと。
20	映画・興業等	ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものでないこと。
		イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものが含まれていないこと。
		ウ いたずらに好奇心に訴えるものでないこと。
		エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等が含まれていないこと。
		オ ショッキングなデザインが使用されていないこと。
		カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものでないこと。
		キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容が表示されていること。
21	古物商・リサイクルショップ等	ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていることが明確にされていること。
		イ 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示がされていないこと。 例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など
22	結婚相談所・交際紹介業	ア 業界団体に加盟していること。
		イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定されていること。
		ウ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えている事業者であること（財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）。

23	労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	ア 掲載内容が、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定されていること。
		イ 出版物の広告は、主張を展開し又は他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものでないこと。
24	募金等	ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
		イ 下記の主旨が明確に表示されていること。 「○○募金は、○○知事の許可を受けた募金活動です。」
25	質屋・チケット等再販売業	ア 個々の相場、金額等の表示がされていないこと。 （例）○○のバッグ50,000 円、航空券 東京～福岡○○○円等
		イ 有利さを誤認させるような表示がされていないこと。
26	トランクルーム及び貸し収納業者	ア 「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。
		イ 「貸し収納業者」は、企業名以外に「トランクルーム」の名称が使用されていないこと。また、次の主旨が明確に表示されていること。「当社の○○は、倉庫業法に基づく〝トランクルーム〟ではありません。」等
27	ダイヤルサービス	“ダイヤルＱ２”のほか、各種のダイヤルサービスは内容を確認の上、判断すること。
28	ウイークリーマンション等	ア ＵＲ賃貸住宅と同様又は類似の事業に関する広告が含まれていないこと。
		イ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
29	金融商品	ア 投資信託等 (ｱ) 将来の利益が確実に保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は、必ず予想に基づくものであることが表示されていること。 (ｲ) 元本保証がないこと等のリスクが、目立つように分かりやすく表示されていること。
		イ 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（ＦＸ）等 (ｱ) 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることが表示されていること。 (ｲ) 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。 (ｳ) 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクが、目立つように分かりやすく表示されていること。
		ウ その他金融商品 当該金融商品の内容に応じ、本項ア及びイの規定を準用して判断すること。
30	その他、表示について注意を要すること	ア 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠が明示されていること。 （例）「メーカー希望小売価格の30％引き」

30	その他、表示について注意を要すること	イ 無料で参加・体験できるもの 費用がかかることがある場合には、その旨表示されていること。 （例）「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」
		ウ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名が表示されていること。また、広告主の所在地及び連絡先ともに表示されていること。連絡先については原則として固定電話が含まれ、携帯電話、PHS のみでないこと。 また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名が表示されていること。
		エ 肖像権・著作権 無断使用がないこと。
		オ 宝石の販売 下記例のような虚偽の表現がないこと。 （例）「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない)
		カ 個人輸入代行業等の個人営業広告 免許の有無及び事務所の有無が確認できること。
		キ クーポン付き広告 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号)、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び広告主が所属する業界の公正競争規約を遵守していること。

３ 入札心得書

入札心得書

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（ 以下「機構」という。） が募集するＵＲ賃貸住宅居住者向けサービスに係る広告掲載事業者に関する入札については、この心得の定めるところにより行う。

（入札等）

第２条　入札に参加する者（ 以下「入札参加者」という。） は、掲示及び入札説明書を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札をしなければならない。この場合において、掲示文及び入札説明書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、掲示及び入札説明書に示した時刻までに提出しなければならない。

３　前二項の入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は入札書在中の旨を朱書し、中封筒に募集件名及び入札日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

４　第１項及び第２項の入札書は、掲示及び入札説明書に示した期限までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

７　入札参加者は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

８　入札金額は、総価を記載すること。

９　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、広告掲載希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約希望金額の110分の100に相当する金額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）　して行う。

二　入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）　等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札に当たっては、あらかじめ入札金額の内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第５条　入札参加者は、入札書を提出した後は、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札に参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札金額の記載を訂正したとき。

四　入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五　再度の入札において、前回の最高入札金額と同額又はこれを下回る金額をもって入札を行ったとき。

六　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。

八　第２条第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第７条　入札は、入札書提出後、最高入札者名及びその入札金額を公表して行う。

（落札者の決定）

第８条　入札は、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を広告掲載の相手方とするものとする。

（再度の入札）

第９条　入札の結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札を行うものとする。

２　前項の再度の入札は、原則として１　回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第10条　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者の制限）

第11条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札又は入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　広告掲載の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が広告を掲載することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて広告を掲載しなかった者

六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、広告の掲載に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（異議の申立）

第12条　入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

4 委任状（様式）

委　　任　　状

私は　　を代理人と定め、「ＵＲ賃貸住宅居住者向けサービスに係る広告掲載事業者の募集」に関し、下記の権限を委任します。

記

1

2

代 理 人 使用印鑑	印

年　　月　　日

住　所
氏　名　　印

独立行政法人都市再生機構
総務部長　　佐藤　剛　　殿

注１　委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
２　委任事項は、明確に記載すること。

５　入札書及び封筒（様式）

募集件名：ＵＲ賃貸住宅居住者向けサービスに係る広告掲載事業者の募集

私は、「ＵＲ賃貸住宅居住者向けサービスに係る広告掲載事業者の募集」に係る掲示及び入札説明書を熟覧した上で、入札心得書、「住まいのしおり」への広告掲載に係る取扱規約及び重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項を遵守することを誓約の上、次のとおり入札します。

入　　札　　書

金　　円

ただし、入札実施要領５(2)広告の掲載場所等の「104 ページ」の入札として

掲載 場 所	スペース（縦×横）	枠数	色数
104 ページ （表３対向）	297㎜ × 210㎜ （Ａ４判）	１枠	フルカラー

年　　月　　日

住　所
氏　名　　印
代理人　　印

独立行政法人都市再生機構
総務部長　　佐藤　剛　　殿

表

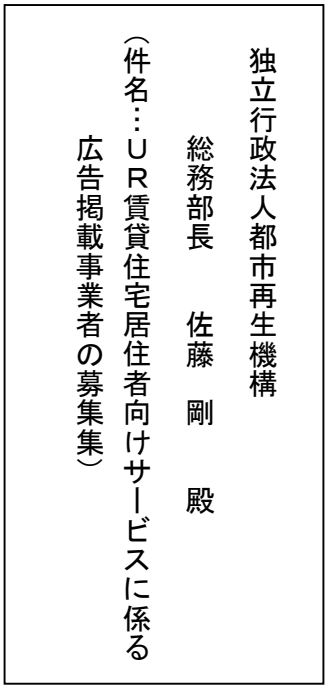
独立行政法人都市再生機構
総務部長　佐藤　剛　殿
（件名…ＵＲ賃貸住宅居住者向けサービスに係る
広告掲載事業者の募集集）

裏

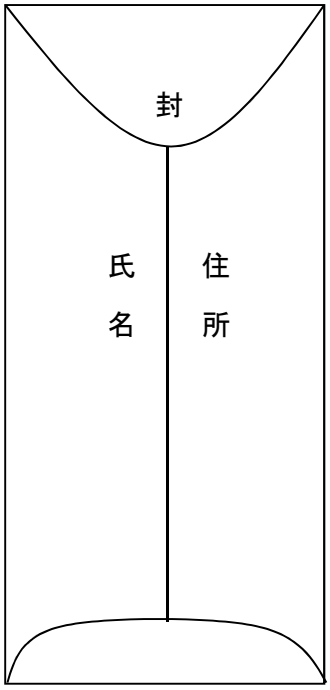
封
住所
氏名

６ 入札辞退届（様式）

入　札　辞　退　届

件名：ＵＲ賃貸住宅居住者向けサービスに係る広告掲載事業者の募集

都合により、入札を辞退いたします。

年　　月　　日

住　所
氏　名　　印
代理人　　印

独立行政法人都市再生機構
総務部長　　佐藤　剛　　殿

7 重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項

重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項

（定義）

第１条　ＵＲ賃貸住宅の賃借人向け冊子「住まいのしおり」にＵＲ賃貸住宅居住者向けサービスに係る広告を掲載する者（以下「掲載者」という。）が、広告掲載を実施するに当たり、重要な情報及び個人情報（第２条に掲げるものをいう。以下「重要な情報等」という。）を取り扱う場合は、次によるものとする。

（重要な情報等）

第２条　広告掲載における重要な情報等とは、業務上知り得た機密情報及び個人情報をいう。

（個人情報の取扱い）

第３条　掲載者は、重要な情報等の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は個人の権利権益を侵害することのないよう重要な情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第４条　掲載者は、業務に関して知り得た重要な情報等を他に漏らしてはならない。また、広告掲載が終了したときも同様とする。

（安全確保の措置）

第５条　掲載者は、業務に関して取扱う重要な情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第６条　掲載者は、業務を処理するために重要な情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第７条　掲載者は、機構の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た重要な情報等を、本広告掲載の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第８条　掲載者は、機構の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため機構から提供を受けた重要な情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限）

第９条　掲載者は、機構の承諾があるときを除き、業務について、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還等）

第10条　掲載者は、業務を行うため、機構から提供を受け、又は掲載者自らが収集し、若しくは作成した重要な情報等が記録された資料等は、当該掲載終了後直ちに機構に返還し、又は引渡さなければならない。

（事故等の報告）

第11条　掲載者は、本特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに機構に報告し、機構の指示に従わなければならない。

（管理状況の調査）

第12条　機構は、掲載者が業務を行うに当たり、取り扱っている重要な情報等の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、掲載者はそれに協力しなければならない。

（解除及び損害賠償）

第13条　機構は、掲載が本特約条項に違反していると認めたときは、掲載者の広告掲載を中止し、掲載者に対し、損害賠償の請求をすることができる。

２　前項の場合において、掲載者が機構に対して支払った広告掲載料は返還しないものとする。